

# 保管除染土の撤去・運搬について

## 平成29年の記録

(一社) 福島県造園建設業協会

当協会会員による除染土の撤去・運搬についてご紹介します。

今後の皆様の除染作業の参考になれば幸いです。

## 小学校の除染土の運搬例の紹介

### (1) 郡山市内の小学校の例

小学校の校庭内に地下保管された除染土の撤去運搬

#### 1 地下保管された場所を保管時の図面により確認（施工前）



2 表土（クレイ舗装を含む）H=30cmを重機を使い剥ぎ取る



3 覆土（遮蔽土）H=800cmを重機を使い掘削し、隣接場所に運搬する。



4 保護マット（3層）を裁断し、フレコンバッグに収納し撤去する。



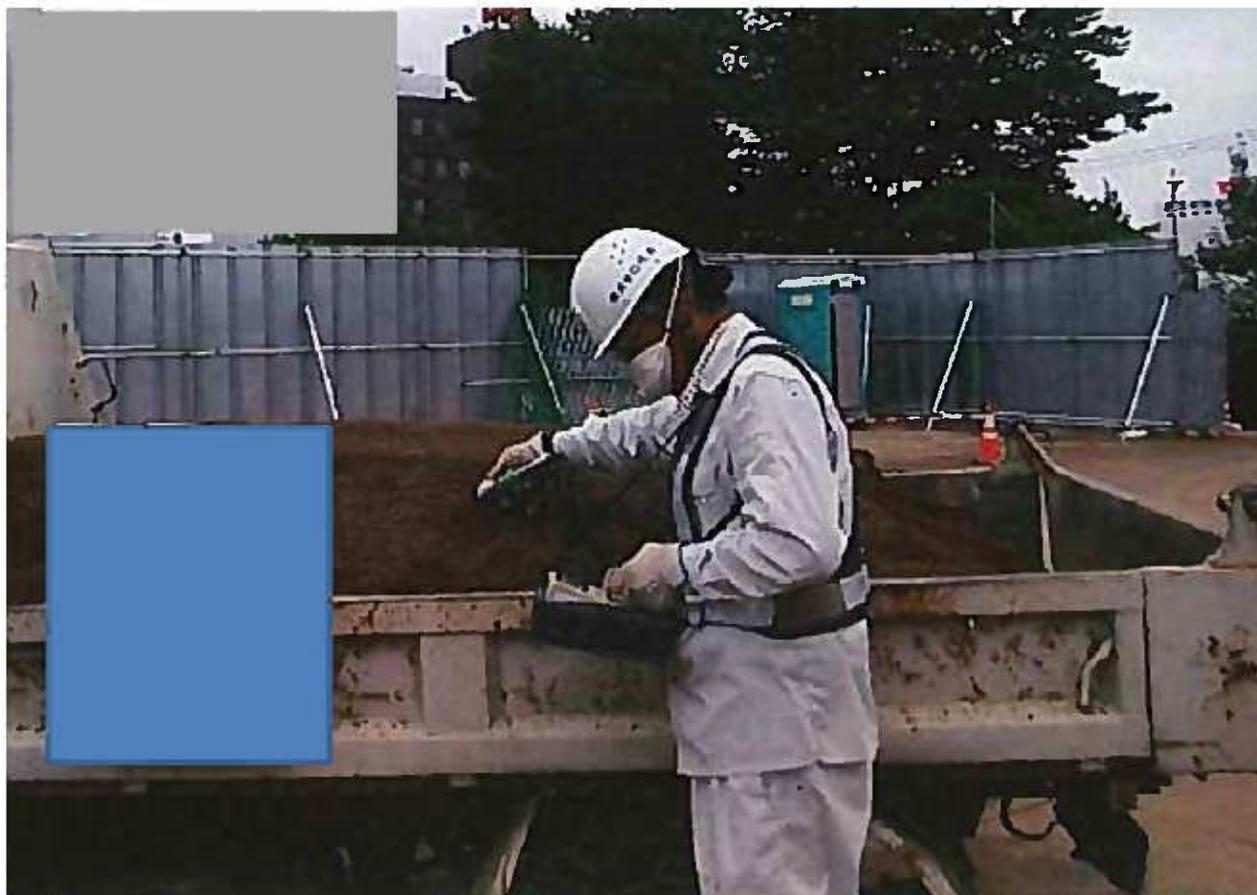
5 除染土を掘削し、フレコンバッグに収納しダンプにて仮置場に搬入する。



6 側面、及び底面の保護マットを裁断し、フレコンバッグに収納し撤去する。



7 掘削した個所を新しい山砂（山砂の空間線量測定）で埋め戻す。



8 この場合、1層30cmとし深さにより数層に分け埋戻し転圧敷均しを繰り返す。



9 塩化マグネシウム (1kg/m<sup>2</sup>) を用いたクレイ舗装H=3cm



以上のような方法で、学校の校庭の状態を原発事故前の状態に戻す工事が行われています。また、仮置場から中間貯蔵施設への搬入も行われており、住宅地周辺からの除染土の撤去も徐々に行われています。

福島県内の除染は、公共施設除染、住宅除染、道路除染、農地、森林（生活圏）と続いてきましたが、これらの基本的な除染は100%終了となっているようです。ただ、これは計画した場所に対する進捗度が100%であって、それだけでいいのかどうかは疑問が残る問題です。

詳しくは、環境省除染情報サイトで見ることができます。

## 今後進められる「ため池除染」について

環境省のHPでは良くわかりませんが、農水省のHPには「ため池の放射性物質対策」というものがあり、調査から対策まで示されています。

また、福島県農林水産部が実証事業結果報告をを平成28年4月に公開しています。

これらを見ると、ため池除染の方法は、大きく2つに分かれます。  
①水底の泥（底質）の上の方の薄層を除去又は固定しようとするものと、  
②底質はそのままにしておき、放射性物質のない上澄み水を利用しようとするものです。しかし、水はいつ暴れるかわかりません。大雨、台風でため池の状況は大きく変化します。流れ込む水も山から放射性物質を運んできます。現状では、これらを両方実施するのがベターと思われれます。コスト面では高上りとなりますが、①と②の2段構えが効果的で安心につながると思います。さらに言えば、ため池に流れ込む水の流域の除染もすればさらに効果的です。口に入る農作物に影響する水なので、福島県の農作物は安全で安心して食べられるといわれるまでの対策が必要と考えます。

今後は上記の実証例等に基づきため池除染が進められると思われませんが、郡山市では既に入札が行われていました。一工事あたり数億円規模の工事です。

ところで、ため池除染に関しては、役所間で考え方が異なっているようです。環境省のため池除染の考え方（除染等の措置に係るガイドライン IV. 河川・湖沼等における除染等の措置）と、農水省の上記考え方に大きな差があります。福島県農林水産部は、農水省の考え方に沿っているのでしょう。

環境省は、地上や空間部分の人間が活動する空間の除染には力を入れますが、底質はそっとしておく考えのようです。底質から出る放射線は水が遮断するので空間線量が高くないという考えです。

それに対し、農水省はため池は農業用水に使用する大事な水なので、上流にあるため池から農業用水に混ざって放射性物質が田畑に流さないとする考えです。

農作物は口にするものですから、農業用水に混入しないよう今できる最善の方策を取るべきです。福島県の復興のためにも。

以上